

大学の軍事研究と安倍政権 ～学問の自由と平和研究への取り組み～

瀬瀬 厚¹

はじめに 「軍事研究」と「軍事問題研究」

- a) 軍事問題研究会への参加（1975年～）⇒戦前の「軍事問題」が軍事プロパーに占有されていたことから、正確な軍事情報収集や分析が不可能な状態であり、これを克服するために自由で公平な民間人による軍事問題研究会を設立（代表・五味川純平）⇒『軍事民論』の編集発行
- b) 軍事技術研究⇒兵器開発を目的に純軍事的な技術開発研究、軍事問題研究と軍事技術研究

I いま、大学の研究資金の状況は

- a) 財政状況の慢性的危機＝2016年度、86校ある国立大学法人運営費交付金の総額1兆円945億円（東京大学804億円、京都大学548億円、東北大学456億円・・・）⇒総額では大きな変化はないものの、中堅及び中堅以下の規模の大学運営は慢性的な危機状態に⇒政府・文科省は各大学に自助努力を要請、各大学は研究費や人件費、さらには定年者補充や非常勤講師採用を削減・廃止などの実施の状況に（私立大学は一層深刻な状況）
- b) 進む大学間差別化＝各大学の機能強化の方向性に応じた3つの「重点支援」枠新設により、「機能強化促進係数」による各大学からの拠出額を財源に再配分⇒3つの「重点支援」枠

⇒国立大には、第3期中期目標期間において、各大学の強み・特色を最大限に生かし、教育研究や地域貢献のため、さらなる改革・改善と発展が求められている（文科省の有識者会議は27年6月、『第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について』）²。

¹ 1951年生まれ。一橋大学大学院博士課程修了。山口大学名誉教授。中国遼寧師範大学客員教授。東亜歴史文化学会会長、植民地文化学会副代表。専門は近代日本政治軍事史・現代政治社会論。政治学博士。主著に『近代日本政軍関係の研究』（岩波書店、2005）、『文民統制』（同右）、『侵略戦争』（筑摩書房・新書、1999）、『暴走する自衛隊』（同右、2016）『日本降伏』（日本評論社、2013）、『集団的自衛権行使容認の深層』（同右、2015）『逆走する安倍政治』（同右、2016）等多数。

² 各国立大の機能強化の方向性に応じた“3つの重点支援枠”を国が設定し、大学が選択する1つの支援枠の評価を運営費交付金の予算配分に反映させることなどを提言した。文科省はこの提言を踏まえ、国立大の多様な役割や求められている期待に応える点を総合的に勘案し、各国立大の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、次のような“3つの重点支援の枠組み”を新設した。つまり、「運営費交付金」配分の“3類型”化である。【重点支援①】主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大を支援。【重点支援②】

II 防衛省の研究資金提供制度で揺れる大学

a) 大学間での認識の差異 = NHK が 100 校の全国国公立大学に防衛省による研究資金の提供制度について、今後の対応をアンケートした結果、「応募を認める」が 1 大学、「応募を認めない」が 16 大学、「審査を行った上で判断する」が 15 大学³

b) 目立つ軍事研究へのスタンスの曖昧さ = 次に、新たな声明を踏まえて、防衛省による研究資金の提供制度については「応募を認める」が東京農工大学の 1 大学、「応募を認めない」が九州大学や早稲田大学など 16 大学、「審査を行った上で判断する」が熊本大学や大阪府立大学など 15 大学、「対応は決まっていない」が京都大学や東北大学など 47 大学⇒また、最近 5 年間に、アメリカ軍など海外の軍事機関から、研究資金の提供を受けたことがある大学は、京都大学や九州大学など 10 の大学⇒新たな声明を踏まえて、今後、海外の軍事機関からの研究資金の提供を認めるかどうかたずねたところ、「認める」がゼロ、「認めない」が九州大学や神戸大学など 14 大学、「審査を行った上で判断する」が熊本大学や大阪府立大学など 16 大学、「対応は決まっていない」が京都大学や東北大学など 47 大学

III 急増する防衛予算と防衛研究

a) 防衛省が HP で示した防衛関係費の推移



⇒安倍政権成立を契機に軍拡路線に転換（2012 年度 4 兆 7138 億円から 2017 年度は 5 兆 1251 億円へと 4113 億円増加⇒2015 年 4 月、安倍自公政権は「特定防衛調達特措法」（長期契約法）制定〈自民・公明・民主・維新＝賛成、共産・社民＝反対〉し、防衛調達に関しては、既存の「国庫債務負担行為」の五年の年限を越えて 10 年に延長。長期的確実に軍拡計画を担保する法律

⇒防衛調達品の特性が延長理由とされたが、経済財政状況と無関係に財政の硬直化を招き、何

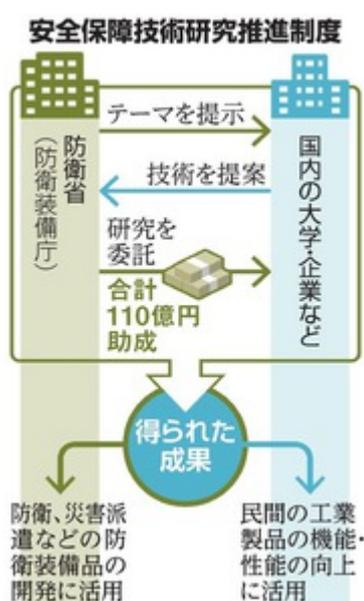
主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大を支援。【重点支援③】主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大を支援。

³ たな声明で、軍事的な研究と見なされる可能性のある研究の適切性を審査する制度を、設けるべきだとしていることについては「すでに設けている」が北海道大学・早稲田大学など 11 大学、「今後、設ける予定」が筑波大学・広島大学など 10 大学、「設けない」が法政大学・富山大学の 2 大学、「検討中」が京都大学や東北大学など 55 大学となっている。

よりも国会の編成や政権交代の可能性を視野に入れたい無責任政治に結果⇒財政の側面から自衛隊を統制することが困難となる恐れ（後年度負担額や補正予算編成に縛り）⁴

b) 安全保障技術研究推進制度とは何か

⇒防衛省が、防衛技術に応用できる先端的研究を大学や企業などに委託する公募制度。2015年度に始まり、予算額が3億、6億、110億円と年々増えている。防衛省がテーマを定め、高出力レーザーなど19件（うち大学9件）が採択された。新声明は制度に対し「問題が多い」としている



* 安全保障技術研究推進制度（競争的資金制度）防衛省のHPから

「我が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠です。とりわけ、近年の技術革新の急速な進展は、防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアル・ユース技術を積極的に活用することが重要となっています。安全保障技術研究推進制度（競争的資金制度※）は、こうした状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するものです。資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題

の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。本制度の運営においては、受託者による研究成果の公表を制限することはありません。特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。」

IV 日本学術会議の声明と反応

a) 「軍事的安全保障研究に関する声明」（平成29年(2017年)3月24日・第243回幹事会）

⁴ こうした点について詳しく論じた最近の論文に、竹内真「安倍政権下で軍事費はどうなっているか」（『前衛』No. 945, 2017. 3.）がある。また、これに関連する論文に河村豊「軍事研究を加速させる二つの技術戦略と「軍・産官学」体制へと進む動き」（『前衛』No. 944, 2017. 2.）がある。

三つの声明の相違点

軍事と科学の関係		軍事研究の是非	
-----1950年声明-----			
(言及なし)		戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない	
-----67年声明-----			
科学の成果は戦争に役立たされる危険性を内蔵		戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない	
-----新声明案-----			
軍事的安全保障研究は政府による研究活動への介入が強まる懸念		過去の声明を継承	
		ただし	
軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究は、適切性を審査する制度を設けるべき			

「日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、

軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かななければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。」

➡*安全保障技術研究推進制度（競争的資金制度）防衛省のHP内容＝「プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません」と日本学術会議の声明＝「政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。」

の見解の相違をどう捉えるのか⁵

⇒上記「三つの声明の相違点」にある「適切性を審査する制度」（以下、「審査制度」と略す）の問題性⇒日本学術会議内部にある多様な見解を集約する結構で要約されており、「軍事研究の禁止」に結論づけられなかったのは遺憾⇒歯止めがかかるのかは極めて疑問とせざるを得ない

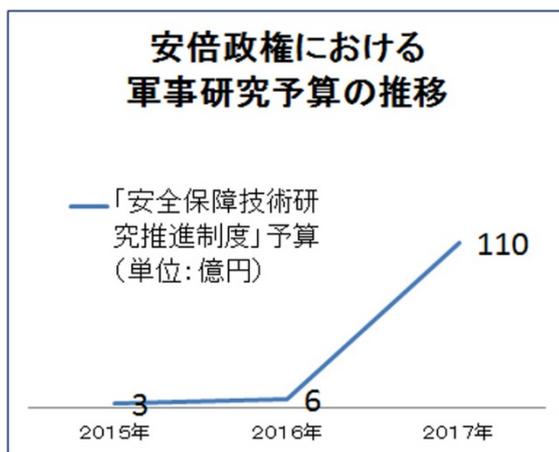
b) 政府の介入に断固たる姿勢を示す必要性

⇒日本学術会議は、1950年と67年にも同様の声明を発出⇒三度目の同趣旨の声明発出の背景に防衛省と大学との技術協力や米軍からの研究資金の導入など軍事と学術の接近・抱合が進行している現実⇒安倍政権下での自衛隊装備拡充（＝軍拡）路線が、日米同盟強化・深化の名のもとに進んでいる

c) いま求められている姿勢は何か

- 1) 研究内容について個人的判断だけに依拠せず、大学や研究機関で審査する必要があること。問題の重要性を個人の問題に矮小化せず、組織・機関としての統一的な姿勢が不可欠。
- 2) 憲法第23条の「学問の自由」の条文に従い、学問が政治権力によって抑圧・動員される事態には断固抵抗していくこと。戦前期、天皇機関説事件や滝川事件など学問が権力によって弾圧されていった歴史の教訓を活かすとき。
- 3) 「自衛のための軍事研究」が肯定・推進される現実の過ちを徹底して追及すること。かつての侵略戦争が「自存自衛」を理由として強行された歴史事実があるように自衛と侵略は共に軍事力が行使される限りにおいて戦争である。
- 4) 軍事研究と民生研究、軍需と民需との線引きは容易でない点もあるが、それだけに研究者の良心と平和主義の徹底化・意識化が肝要であること。

V 軍拡路線に直走る安倍政権



a) 自衛隊の役割強化と組織拡充に奔走する安倍政権⁶

⇒自衛隊の役割強化事例＝集団的自衛権行使容認
特定秘密保全法の制定、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置など

⇒自衛隊の組織拡充事例＝①防衛参事官制度見直

を軍事動員する防衛省の研究推進制度」（『前衛』No.945/2017.3.）

「軍」化めざす自衛隊の現段階」（『前衛』2016.6.）を参照された

し(2004.6.1.)から②防衛省設置法第(2015.6.10.参議院で可決成立)12条改正へ

⇒日本型文民統制としての「文官統制」(文官による武官の統制)の事実上の解体⇒文官と武官が対応に

⇒軍事予算の増額顕著【左図参照】

b) 改憲案を作成する陸自幹部

⇒自民党の憲法改正起草委員会(座長は中谷元・現防衛大臣、当時は防衛庁長官)に幹部自衛官が憲法改正案を提出していたことが発覚⇒幹部自衛官とは、陸上幕僚幹部防衛部防衛課防衛班に所属する二等陸佐(陸自政府組の中枢部に所属する幹部“将校”)

⇒自衛隊組織の中枢にいる制服組の中堅幹部が草案作成で示した内容は、①侵略思想の否定、②集団的安全保障、③軍隊の設置・権限、④国防軍の指揮監督、⑤国家緊急事態、⑥司法権、⑦特別裁判所、⑧国民の国防義務の八項目

c) 象徴事例としての「武器輸出禁止三原則」の形骸化

⇒「武器輸出禁止三原則」から「防衛整備品移転三原則」(2004.4.1.)の閣議決定⇒国内軍需生産への期待感の高揚と「防衛技術」開発に拍車かかる⇒自衛隊・防衛省では武器輸出への国民理解が進んだと評価⁷

IV 大学自治と学問の自由

a) 名古屋大学「平和憲章」から

「わが国の大学は、過去の侵略戦争において、戦争を科学的な見地から批判し続けることができなかった。むしろ大学は、戦争を肯定する学問を生みだし、軍事技術の開発にも深くかかわり、さらに、多くの学生を戦場に送りだした。こうした過去への反省から、戦後、大学は、「真理と平和を希求する人間の育成」を教育の基本とし、戦争遂行に加担するというあやまちを二度とくりかえさない決意をかためてきた」(大学は、政治的権力や世俗的権威から独立して、人類の立場において学問に専心し、人間の精神と英知をになうことによってこそ、最高の学府をもってみずからを任じることができよう。人間を生かし、その未来をひらく可能性が、人間の精神と英知に求められるとすれば、大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひらく場として、その任務をすすんで負わなければならない。) (傍点引用者)

b) 池内了氏(名古屋大学名誉教授)の見解「(軍民両用が)可能になったのは軍からの開発資金が豊富にあったため、最初から民生品として開発できていれば、わざわざ軍需品を作る必要はないのである。これまでの例は、あくまで軍事開発の副産物として民生品に転用されたに過ぎない。要するに巨大な軍事資金が発明を引き起こしたのであって、戦争が発明の母であったわけではないことに留意する必要がある」(池内了・小寺隆幸編『兵器と大学—なぜ軍事研究をしてはならないか』(岩波書店・岩波ブックレット、2016/9/30))

⁷ 自衛隊側の認識を示す論文に、櫻井猛「武器輸出三原則の緩和と国民の意識:「平和国家」と「武器輸出三原則」とリンクの変化」(『海幹校戦略研究』2014.6.)がある。

c) 西川純子氏（独協大学教授）の見解

「デュアルユースは科学者にとっても福音であった。これを信じれば、科学者にとって研究費の出所はいつでもよいことになる。科学者はためらいなく軍事的研究開発費を研究に役立てるようになるのである。研究者を「軍産複合体」につなぎとめることができたのは、デュアルユースという魔法の言葉のおかげだった。しかし、科学者にとっての落とし穴は、軍事的研究開発費の恩恵にあずかるうちに、これなしには研究ができなくなってしまったことである。軍事的研究開発費を受け取らなければ彼らの研究はたちまちストップする。科学者は研究をつづけるために「軍産複合体」に依存する選択をとらざるを得なくなるのである」(同上) (傍点引用者)